

※来年度に定年延長になる職員又は再任用短時間勤務職員をお考えの方へ

今回の募集期間中にお手続きがなければ、現在の契約内容のままで、給与からの積立額控除が継続、又は終了しますので、下記について御検討をお願いします。

① 年金財形を契約の方

積立終了の時期については、積立終了の時期が到来した後で変更することはできないので御注意ください。

積立終了時期の変更をお考えの方は、積立終了の時期が来る数か月前までに、金融機関で変更の手続きをしていただく必要があります。変更の手続きができる時期は、金融機関ごとに異なります。御利用の金融機関にお問い合わせ下さい。

また、積立額の変更をお考えの方は、今回の募集期間中に変更することができます。

積立終了時期及び積立額の変更をされる場合は、「熊本県教職員財産形成貯蓄天引預入依頼書」を御利用の金融機関経由で提出してください（様式は金融機関にあります。）。

② 一般財形または住宅財形を契約の方

積立額の変更をお考えの方は、金融機関で変更の手続きが必要です。「熊本県教職員財産形成貯蓄天引預入依頼書」を御利用の金融機関経由で提出してください（様式は金融機関にあります。）。

※再任用をお考えの方 定年延長になる方と基本的には同様です。積立額の変更、年金財形の積立終了の時期の変更について、今回の募集期間中にお手続きしていただくことができます。

ただし、来年度以降も積立てを継続したい方は、年金財形、一般財形及び住宅財形のいずれも、来年度の新職員番号で「熊本県教職員財産形成貯蓄天引預入依頼書」を御利用の金融機関経由で提出していただく必要がありますので、御留意ください（様式は金融機関にあります。）。

新職員番号がわかり次第の手続きとなります。来年3月天引分までは、引き続き現在の契約内容で積立てされます（手続きがなければ来年度からは天引されなくなります）。